

ゆとりと活力の  
あるまちえびな

# 最終目標の実現に向けて

## 民間の活力・市民と協働作業で

### 平成15年度実施計画を策定!!

市では、第二次総合計画実施計画(平成15年度)17年度を策定しました。策定に当たっては、限られた財源で事業を実施するため、①市民ニーズを的確に把握する ②事業実施は、市民参加の手法を取り入れる ③既定事業の改善・検証を行い、投資効果の低いものは廃止する ④民間活力の導入を図る ⑤行政評価の視点を取り入れる ⑥市が推進する6つの主要プロジェクトとして、総合計画中に定めている「地球環境保全への転換」「21世紀のえびなの顔の形成」などに重点的に取り組む、の6点を留意しながら事業を厳選しました。今後、総合計画の最終目標である「将来都市像」ゆとりと活力のあるまちえびなの実現に向けて、市民のみならず、協働作業で取り組んでいきます。

## バス交通など42新事業

### 限られた財源・57事業を廃止

主な内容は以下のとおりです。新規の事業としては、総合バス交通システム検討、インターネットを利用した地域情報化の推進、災害救援ボランティア活動支援など42事業に取り組みます。一方、飲料水使用意識の啓

発、観光客入り込み調査など57の事業を廃止しました。

#### ●市民参加事業

事業実施における市民参加については、ワークショップによる伊勢山自然公園の整備、総合バス交通システムの構築のほか、

各種計画の策定や事業実施に、市民参加の機会をつくり出します。

民間活力の導入では、特に福祉の分野で、民間が事業主体となる保育所、障害者通所・入所施設、介護老人保健施設などの建設に対して支援します。

#### ●行政評価

行政評価は15年度から本格的

## 高齢者・障害者・児童福祉を支援

### ◇福祉

#### ◆高齢者福祉

- ①生きがい活動への支援
- ②高齢者の働く場の確保
- ③介護施設設置支援

#### ◆障害者福祉

- ①医療費助成の充実(15年度から対象拡大(精神障害者も))
- ②障害別情報提供システムの整備

#### ◆入所・通所施設設置支援

- ①子育て支援センターの運営
- ②長時間保育・乳児保育の充実

#### ◆民間保育所設置支援

- ①ボランティア募集登録事業
- ②(仮称)市民参加条例の制定
- ③まちづくり組織体制の育成

#### ◇市民参加

- ①電子市役所に向けた取り組み
- ②インターネットを利用した地域化の推進
- ③地域防災の情報化の推進

に取り組みを開始します。また、17年度を目標に、実施計画策定の際にも行政評価の手法を完全導入します。

#### ●ハード・ソフトとも緊急性・重要度の視点から厳選

ハード面では、海老名駅自由通路整備、小田急小田原線立体化事業の本格化に加えて、3小学校の増築、校舎の耐震工事などを計画しています。また、ソフト面では、地域福祉計画の策定、市民自主講座の開催、環境市民大学の開校などを計画しています。

#### \*そのほかの主な事業\*

#### ◇環境

- ①ごみ50%削減計画(リサイクル・分別回収の充実、生ごみバイオガス化の研究)
- ②省エネルギービジョンの推進
- ③コミュニティバスの試験運行
- ④ゼロエミッション庁舎化
- ⑤伊勢山自然公園等の整備
- ⑥ホテルの里づくり支援

#### ◇教育

- ①ひびきあう教育の推進
- ②コンピュータ利用教育の充実
- ③海老名・東柏ケ谷・有鹿小学校の増築
- ④校舎の耐震工事
- ⑤一人ひとりへの支援体制の充実
- ⑥教育支援ボランティア制度の推進
- ⑦生涯学習ボランティア・パルク制度の運用

#### ◇まちづくり

- ①海老名駅自由通路整備
- ②小田急小田原線鉄道立体化
- ③中心市街地活性化基本計画の推進
- ④広域幹線道路との整合を図る幹線道路整備
- ⑤橋梁耐震診断

#### ◇福祉・医療

- ①福祉・医療のシステム化の推進
- ②福祉・医療の連携強化

#### ◇企業政策

- ①企業政策の推進
- ②企業政策の推進

#### ◇情報化

- ①電子市役所に向けた取り組み
- ②インターネットを利用した地域化の推進
- ③地域防災の情報化の推進

## 実施計画主な新規事業

| 事務事業名                | 事業の概要  | 担当課            |
|----------------------|--|----------------|
| 市内各駅など公共施設案内板設置      | 市内各駅などに公共施設の案内板を設置します  | 広報広聴課          |
| 電子会議の導入              | 市の政策最高決定機関である政策会議に電子会議を導入します                                 | 企画政策課          |
| 総合バス交通システム検討         | 公共交通の利便性の低い地域解消などのため、バス交通計画策定を市民と協働で実施検討します                  | 企画政策課<br>都市計画課 |
| 海老名市情報化推進計画の見直し      | 14年度に策定された同計画の実施状況の把握・見直しを行います                               | 地域情報推進課        |
| 広域ネットワークの構築          | 行政事務の効率化・重複投資の抑制などのため、国の「e-Japan重点計画」に基づき地方公共団体のネットワークに接続します | 〃              |
| インターネットを利用した地域情報化の推進 | 情報公開の場としてのホームページを有効活用していきます                                  | 〃              |
| 情報化に対応する人材の育成・活用     | 新たな知識・能力のある人材が求められるため、外部人材の有効活用と、人材の育成を図ります                  | 〃              |
| 災害救援ボランティア活動支援       | 災害救援ボランティアと連携をとるため、災害時活動拠点の確保や事務用品の支給などの活動を支援します             | 防災課            |
| 防災管理情報システム           | 全庁対応地理情報システムを利用して、災害時の迅速・的確な情報収集・情報整理を行います                   | 〃              |
| 庁舎内ごみゼロへの取り組み        | 20年度を目標年度として、「庁舎内ごみゼロへの取り組み」を行います                            | 財政課<br>環境保全課   |
| 土地評価業務               | 固定資産土地評価の適正を図り、適正・公平な課税を推進します                                | 資産課税課          |
| 国民健康保険被保険者証の個人カード化   | 国民健康保険被保険者証を、2年に1度の更新に併せて個人カードを発行します                         | 保険年金課          |
| 複合集客施設の設置            | 利用しやすい行政サービスセンター、情報の収集・発信のできるブロードバンドステーションなどを建設します           | 商工課            |
| 中心市街地情報提供サービス        | 海老名駅を中心とした中心市街地地域の開発・工事の進捗状況などをホームページで紹介します                  | 〃              |
| 個人認証基盤の整備            | 申請者が発信した電子文書の本人確認のため、電子認証基盤を構築します                            | 市民課            |
| 住民基本台帳ネットワークシステム構築事業 | 市域を越えた住民票情報の事務処理・国に対する本人確認情報提供の体制整備と、本人確認情報保護の措置を行います        | 〃              |
| 教育ボランティア制度の推進        | 障害児教育を進めるうえで、学校の教育活動を支援する教育ボランティア制度を推進します                    | 指導室            |
| 生涯学習推進アドバイザーの配置      | 生涯学習に取り組む人へ、情報の提供やアドバイスをを行います                                | 生涯学習課          |
| 電子投票システムの導入          | システム研究を進めて、導入を図ります   | 選挙管理委員会        |

## パスポート申請

### 「住民票の写し」不要に

4月から、パスポートセンターで住民基本台帳ネットワークシステムを利用した手続きができるようになります。これにより、4月1日(火)から、パスポート申請の際、「住民票の写し」が不要となります。

なお、戸籍関係書類は今までとおり必要です。

詳しくは、県パスポートセンター(☎045・671・2001)、同県支所(☎223・80671)、市民課(内41)へ。

## 市立小・中学校の通学区域弾力運用

教育委員会では、児童生徒が学期の途中や最終学年時などに市内で転居する場合、その不安解消などのため、通学区域の弾力的な運用を行っています。

○4月1日から実施される指定

①行政上(土地収用など)の事由による転居  
②学期途中の転出↓その学期終了(または行事終了)まで、在籍校への就学を希望できます。  
③学期途中の転入↓学期の開始から就学予定校への就学を希望できます。

④市内隣接学区への住所変更  
⑤最終学年の住所変更  
⑥家屋の新築などによる一時移転↓引き続き在籍校への就学を希望できます。  
⑦住民登録の異動と居住時の変更が同時にできなかった場合↓住民登録の異動後も居住地を変更するまでの間、引き続き在籍校への就学を希望できます。

その他、就学について相談がある方は、学校教育課までご連絡ください。

☎ 学校教育課(内661)。